

新たな労働力需給調整システム（案）の概要

背景・趣旨

建設業については、建設投資額の減少等により、今なお厳しい状況が続いており、中長期的に建設投資額の減少の継続が見込まれる中、その雇用・就業の場は、今後とも、一層縮減することが見込まれているが、建設技能労働者については、建設業の受注産業という特性から、今なお過剰又は不足とする企業が一定程度共存している現状にある。

また、高齢化の著しい建設業においては、今後、建設技能労働者が総体としても不足に転じることが見込まれており、必要な建設技能労働者を建設業内に確保し続けていくことが喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、雇用管理の改善と一体的な労働力需給調整システムを新たに導入することにより、今後とも重要である技能労働者の雇用の安定を図るとともに、建設業内で確保していくため、所要の措置を講ずることとする。

新たなシステム（案）の概要

（１）厚生労働大臣による建設雇用改善等計画の策定

厚生労働大臣は、建設労働者の雇用管理の改善、雇用の安定等に関する重要な事項を定めた建設雇用改善等計画を策定するものとする。

（注）現行の雇用改善計画に雇用の安定等に関する重要事項を加える。

（２）事業主団体による改善計画の作成と大臣の認定

建設業に係る事業主団体は、構成事業主の雇用労働者の雇用の安定等のため、雇用管理の改善及び建設業務労働者就業機会確保事業又は建設業務有料職業紹介事業を一体として実施することを内容とする「改善計画」を作成し、構成事業主の雇用労働者の雇用の安定等に資すると認められる等場合には厚生労働大臣の認定を受けることができるものとする。

（３）建設業務有料職業紹介事業の許可

（２）により改善計画の認定を受けた事業主団体は、当該計画に基づいて建設業務有料職業紹介事業の実施について、厚生労働大臣に許可の申請を行うことができるものとする。

厚生労働大臣は、申請者が事業を適正に実施する能力を有すると認められる場合に許可を行うとともに、事業の実施について指導、事業停止命令、許可の取消等の措置を講ずることができるものとする。

(4) 建設業務労働者就業機会確保事業の許可

(2) の認定を受けた改善計画において建設業務労働者就業機会確保事業を行うこととされている構成事業主(建設事業を営んでいるものに限る。)は、当該計画に基づいて建設業務労働者就業機会確保事業の実施(構成事業主が常用の建設労働者を、他の構成事業主に送出し、その事業主の指揮命令関係の下で就労する機会を与える。)について、厚生労働大臣に許可の申請を行うことができるものとする。

厚生労働大臣は、申請者が事業の実施能力を有すると認められる場合に許可を行うとともに、事業の実施について指導、事業停止命令、許可の取消等の措置を講ずることができるものとする。

(参考) 送付労働者に係る労働保護法規の適用

(1) 労働保護法規の適用

送付労働者は、送付事業主に雇用される労働者であり、労働保護法規は、全面的に適用されるものとする。

(2) 使用責任の帰属

使用責任は、指揮命令関係の所在等を踏まえ、雇用主である送付事業主及び受入事業主とで負うものとする。

[例]

(事 項)	(責任の帰属)
・ 強制労働の禁止(労基法第5条)	送付事業主 及び 受入事業主
・ 賃金の支払い(労基法第24条)	送付事業主
・ 労働時間(労基法第32条等)	受入事業主
・ 元方事業者の講ずべき措置等 (安衛法第30条等)	受入事業主
・ 雇入れ時の安全衛生教育 (安衛法第59条第1項)	送付事業主
・ 危険有害業務就業時の安全衛生教育 (安衛法第59条第3項)	受入事業主
・ 健康教育等(安衛法第69条)	送付事業主 及び 受入事業主

(3) 送付後の具体的な労働条件

労災補償

送付事業主は、

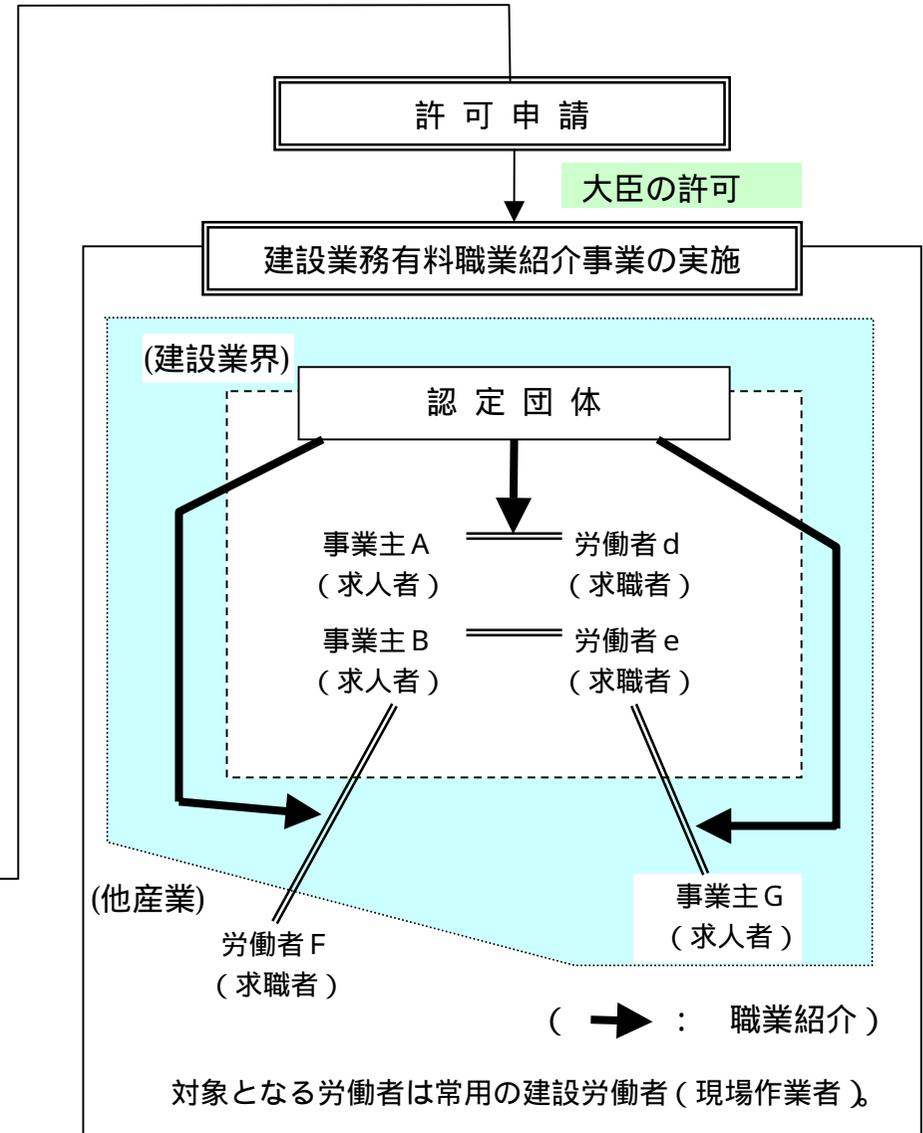
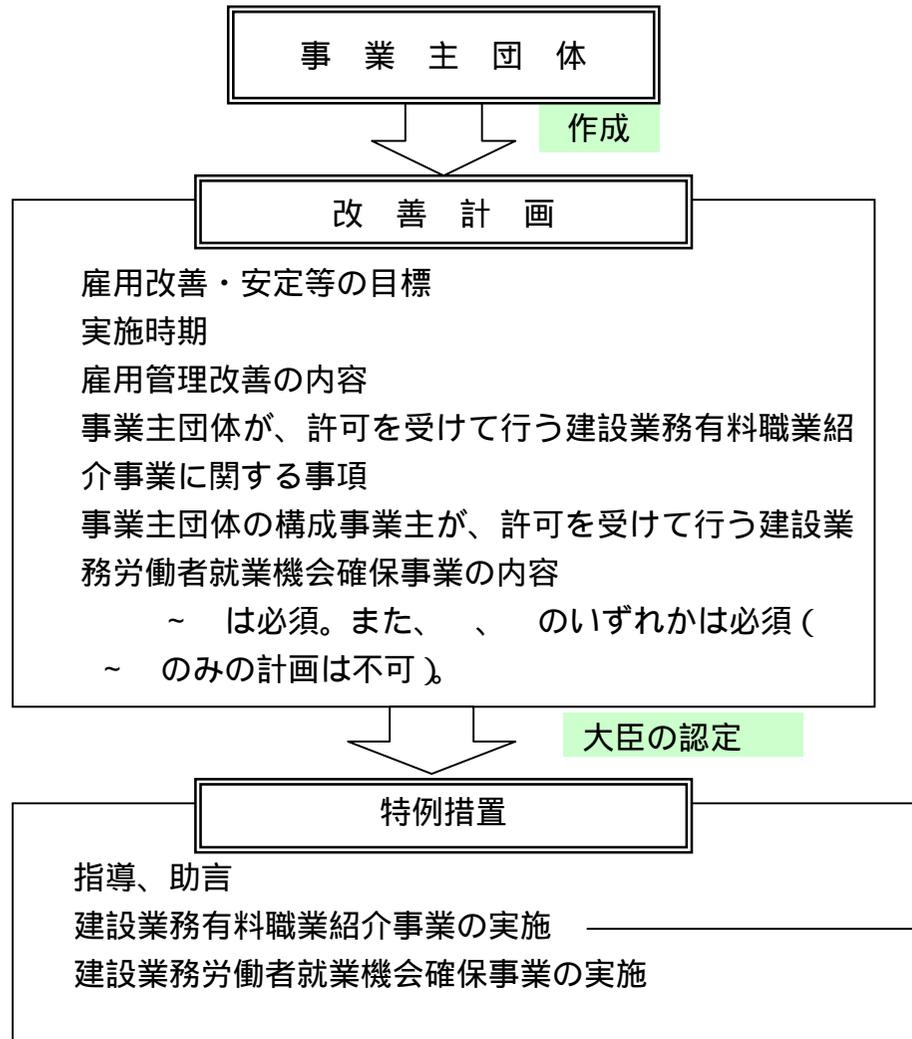
- ・ 自己の命令で当該受入事業主の元へ労働者を送付したこと、

- ・ 受入事業主の事業場において送出労働者の安全衛生が確保されるよう配慮する責任があること
- 等から、送出事業主が補償（労災保険により補償されるものを超えるものについて）する責任を有するものであり、労災保険料も送出事業主が負担する。

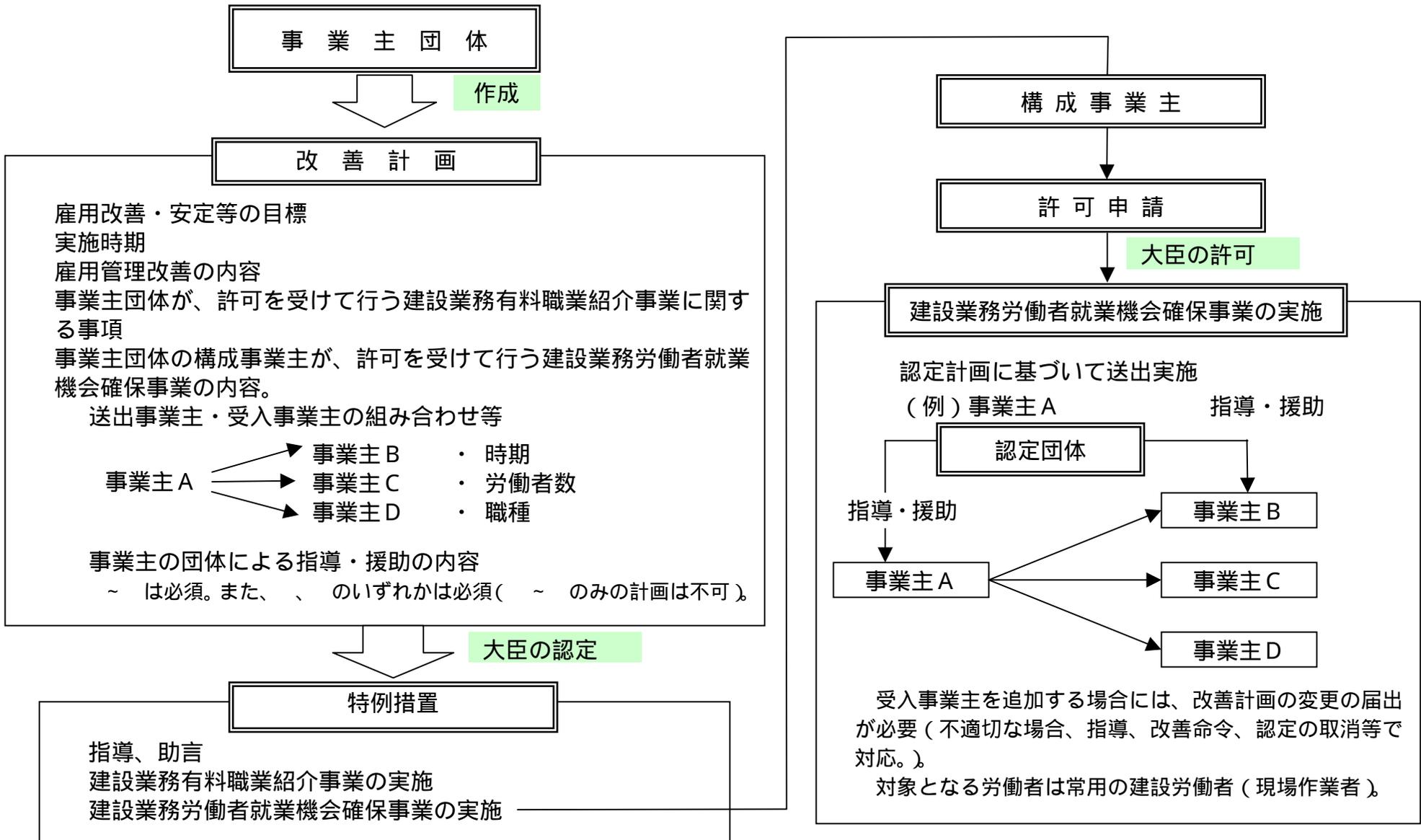
賃金

賃金の支払い義務は指揮命令関係の所在とは関係なく雇用主が負うべき義務であり、送出期間中の賃金は、実際の送出料金の額の如何を問わず、送出事業主との間の労働契約で定められた額となる。（送出料金が少額であった場合においても、労働契約で定められた額を支払わなければ、送出事業主は労働基準法違反となる。）

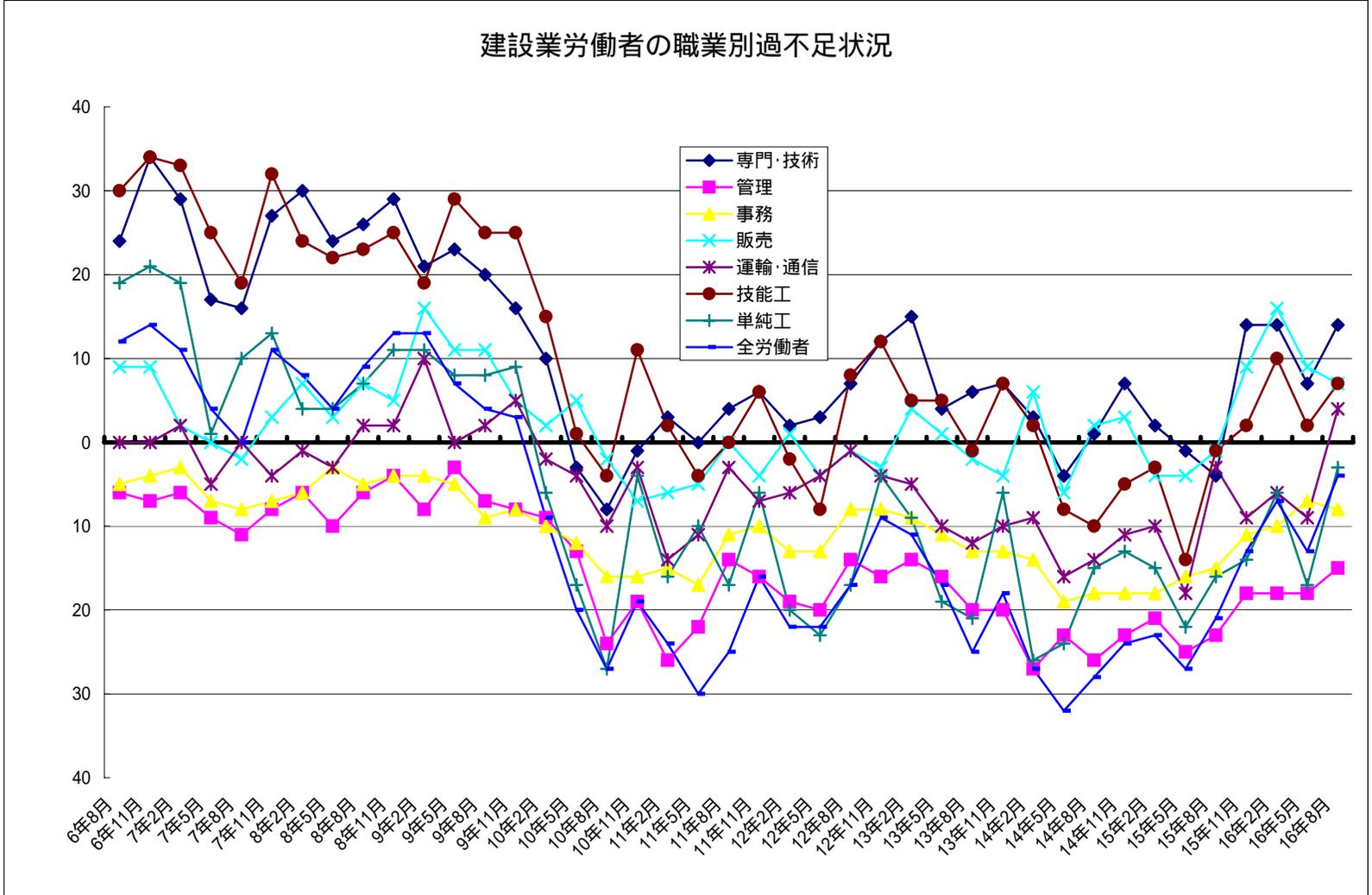
建設業務有料職業紹介事業の概要



建設業務労働者就業機会確保事業（仮称）の概要



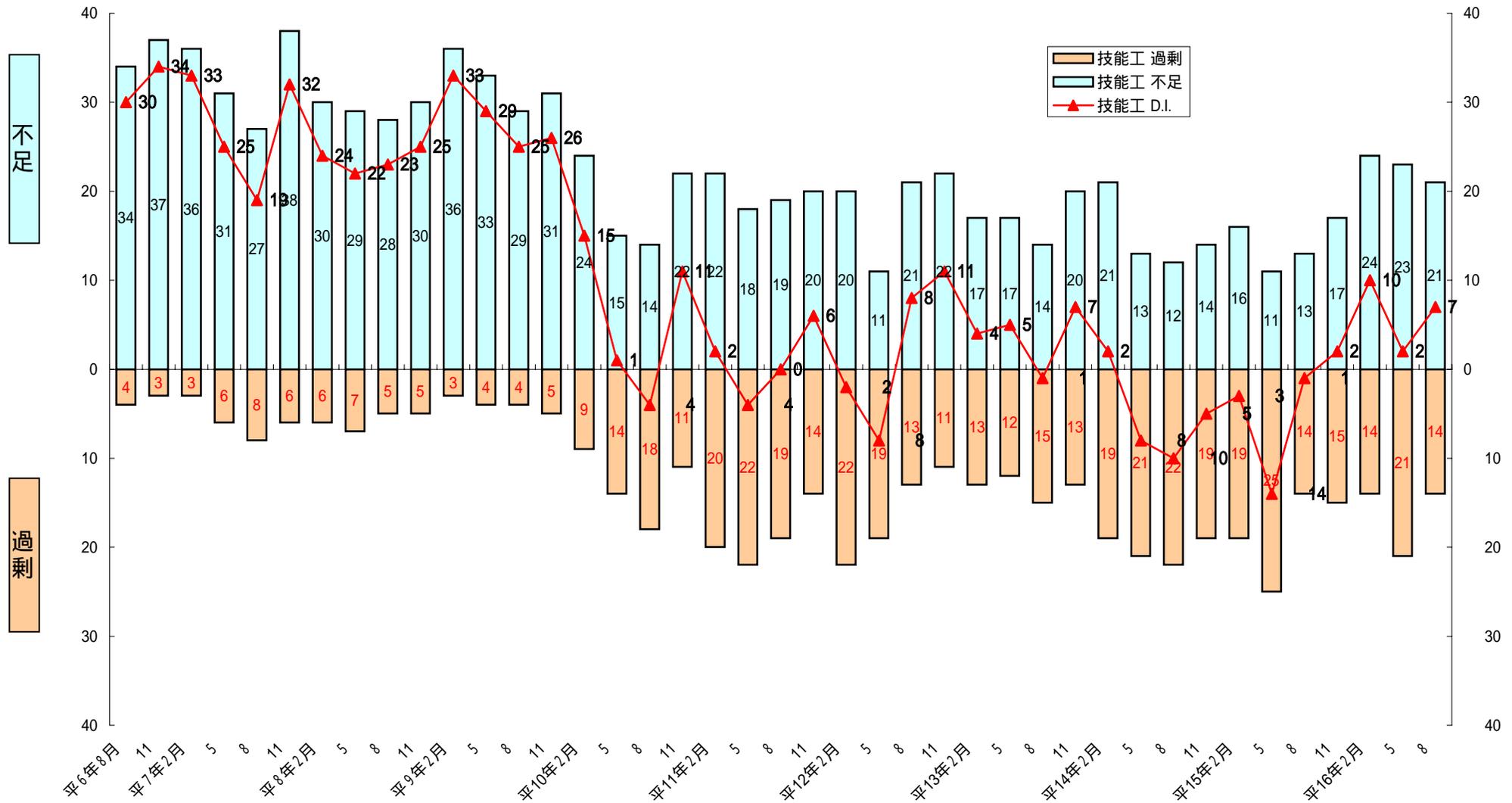
建設業労働者の職業別過不足状況



資料出所:厚生労働省「労働経済動向調査」
 D.I. は、「不足」「適当」「過剰」の3指標のうち、「不足」-「過剰」で算定

建設業における技能工の過不足状況

最近は過剰と不足が双方一定量存在



資料出所:厚生労働省「労働経済動向調査」